

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議構成員名簿

(関係閣僚)

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

(団体の代表者)

みたらい 御手洗	ふじお 富士夫	(社)日本経済団体連合会会長
やまぐち 山口	のぶお 信夫	日本商工会議所会頭
たかぎ 高木	つよし 剛	日本労働組合総連合会会長
おかもと 岡本	なおみ 直美	NHK関連労働組合連合会議長
あそう 麻生	わたる 渡	全国知事会会長

(有識者)

おおさわ 大沢	まらこ 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
さとう 佐藤	ひろき 博樹	東京大学社会科学研究所教授
ひぐち 樋口	よしお 美雄	慶應義塾大学商学部教授
やしる 八代	なおひろ 尚宏	国際基督教大学教養学部教授

[有識者については五十音順・敬称略]

「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)

策定作業部会名簿

(有識者)

内永 ゆか子	特定非営利活動法人 J-Win 理事長
大沢 真知子	日本女子大学人間社会学部教授
佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
武石 恵美子	法政大学キャリアデザイン学部教授
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
八代 尚宏	国際基督教大学教養学部教授
山川 隆一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(団体の代表者)

使用者代表

紀陸 孝	(社)日本経済団体連合会専務理事
田中 常雅	東京商工会議所人口問題委員会副委員長 (醍醐建設株式会社代表取締役社長)
坂田 甲一	(社)日本経済団体連合会労働法規委員会

労務管理問題検討部会長

労働代表

古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
横山 陽子	日本サービス・流通労働組合連合中央執行役員
杉山 豊治	情報産業労働組合連合会政策局長

官民トップ会議と作業部会の開催実績

○ ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

第1回	平成19年7月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針の策定について ・行動指針策定作業部会について
第2回	平成19年12月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（案）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針（案）」について ・署名、政労使の決意表明

○ 行動指針策定作業部会

第1回	平成19年8月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス憲章（仮称）及び行動指針（仮称）の作成の経緯について ・今後のスケジュール、議論の進め方について ・ワーク・ライフ・バランスの必要性について
第2回	平成19年9月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者ヒアリング ・ワーク・ライフ・バランス憲章（仮称）のイメージについて
第3回	平成19年10月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方を変える、日本を変える行動指針」（仮称）のイメージについて
第4回	平成19年10月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス憲章（骨子案）及び「行動指針」に盛り込む内容について（案） ・数値目標の検討状況について ・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標の検討状況について
第5回	平成19年10月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス憲章（案）及び「行動指針」に盛り込む内容について（案） ・数値目標の検討状況について ・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標について
第6回	平成19年11月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス憲章（案）及び「行動指針」に盛り込む内容について ・数値目標（案）について
第7回	平成19年11月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワーク・ライフ・バランス憲章（案）」及び「行動指針に盛り込む内容について」（修正点について） ・ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標（案）について
第8回	平成19年11月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（案）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針（案）」について ・「ワーク・ライフ・バランス社会の実現度指標（案）」について

憲章・行動指針の策定に至る経緯について

○ 経済財政諮問会議 労働市場改革専門調査会第一次報告(平成 19 年4月6日)

第3章 《ワークライフバランス憲章―働き方を変える、日本を変える―》の策定

2. ワークライフバランス実現への本格的取組み

(《ワークライフバランス憲章―働き方を変える、日本を変える―》の策定)

ワークライフバランスを実現するためには、過去に同様な状況に直面したイギリス等の国々の経験に照らして、政労使による大きな国民運動を巻き起こし、大胆な意識改革を図るとともに、具体的な取組みを果敢に進める必要がある。このため、政府は、《ワークライフバランス憲章―働き方を変える、日本を変える―》を策定し、ワークライフバランスの実現に向けた本格的な取組みを進めるものとする。

○ 経済財政諮問会議民間議員ペーパー(平成 19 年4月6日)

(『働き方を変える行動指針』の制定に向けて)

3、「ワークライフバランス憲章」を基本的な考え方とし、官民あけて、仕事と生活の両立を目指す『働き方を変える行動指針』を策定すべきである。この『行動指針』は、関係各省及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議や男女共同参画会議と連携をとり、少子化社会対策基本法などこれまでの取組みも盛り込んだ、政府の横断的な政策方針とするとともに、経済界・労働界をはじめ社会全般にわたるイノベティブ・キャンペーンの展開などを含む必要がある。

4、『行動指針』は、労働市場改革専門調査会報告にあるような、就業率向上や労働時間短縮などの数値目標を明確に掲げ、PDCA サイクルのもとで実績を検証しながら、その確実な達成を図るべきである。

○ **ワーク・ライフ・バランス憲章、行動指針に関する総理発言**
(平成 19 年4月6日 経済財政諮問会議)

長時間労働を前提として経済が成り立つ、また仕事が成り立つというのは、やはりそれは間違っているのだからと思う。その観点から、生産性を上げていく努力をする、質を高めていく努力をするというのは当然であろうし、また家族と時間を過ごすということは、これはやはり家族がしっかりしていなければ国が成り立たないという根本にも遡るだろうと思う。そういう意味においてもワークライフバランスは大切であり、少子化対策等の観点からも重要なテーマであろうと思うので、安倍内閣として本格的に取り組みたいと思う。民間議員から提案のあった「働き方を変える行動指針」について、政府部内で十分連携し、とりまとめることとしたいと思うので、よろしく願いたい。

○ **男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向(平成 19 年5月 24 日)**

おわりに

現在、ワーク・ライフ・バランスの推進について、政府において様々な検討が行われている。経済財政諮問会議、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「働き方の改革を推進する行動指針」を策定することが提案されているところであり、男女共同参画会議としてもこれらの会議等と十分な連携を図っていく必要がある。

○ **「子どもと家族を応援する日本」重点戦略中間報告(平成 19 年6月1日)**

重点戦略策定に向けての基本的考え方

3 重点戦略策定の方向性

(働き方の改革によるワーク・ライフ・バランスの実現)

国民が働き方についての意識を変え、企業も行動を変えていくためには、社会全体でワーク・ライフ・バランスを達成する国民運動のみならず、関係府省や地方公共団体が一体となって、総合的かつ体系的な施策の展開を図っていく必要がある。このため、「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び政府において「働き方の改革を推進する行動指針」を政策のパッケージとして策定することが必要である。

○「経済財政改革の基本方針 2007(骨太方針)」(平成 19 年6月 19 日閣議決定)

3. 労働市場改革

人口減少下で貴重な人材がいかにされるには、すべての人が働きがいと意欲を持ち、自らの希望に基づいて安心して働けることが重要である。その観点から、複線型でフェアな働き方の実現に向けた労働市場改革に取り組む。

【改革のポイント】

1. 働き方の改革の第一弾として、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「ワーク・ライフ・バランス憲章」(仮称。以下、「憲章」という。)及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称。以下、「行動指針」という。)を策定する。
2. 労働市場改革について引き続き検討を進める。

【具体的手段】

(1)「憲章」及び「行動指針」の策定

経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会」(以下、「専門調査会」という。)、男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の提言等を踏まえ、関係府省の連携の下に、平成 19 年内を目途に「憲章」及び以下の内容を含めた「行動指針」を策定する。経済財政諮問会議は、策定作業の進捗よく状況について報告を受け、議論を行う。

- ・ 就業率向上や労働時間短縮などの数値目標
- ・ ワーク・ライフ・バランス社会の実現度を把握するための指標の在り方
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援施策、制度改革等に関する政府の横断的な政策方針
- ・ 経済界・労働界を含む国民運動の推進に向けた取組方針

(2)労働市場改革についての検討

専門調査会において、冒頭の趣旨を踏まえて労働市場改革をめぐる課題について引き続き検討を進め、その報告等を踏まえ、経済財政諮問会議で議論を行う。

検討体制

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

ワーク・ライフ・バランス憲章
(仮称)を策定

(議長)
・官房長官
(メンバー)
・経済界・労働界・自治体の代表者
・有識者
・関係閣僚

経済財政諮問会議
(労働市場改革専門調査会)

「子どもと家族を応援する日本」
重点戦略会議

男女共同参画会議
(ワーク・ライフ・バランスに関する
専門調査会)

「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)策定作業部会(案)

「働き方を変える、日本を変える」
行動指針(仮称)を策定

(メンバー)
・経済界・労働界の代表者
・有識者